

大和市告示第159号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第7条第2項の規定により、平成28年大和市告示第88号において別途告示で定めることとされている期日を次のとおり指定する。

平成28年8月15日

大和市長 大 木 哲

対象となる申告等の期限	指定する期日	
申告等（平成27年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入を除く。）の期限のうち、平成28年4月14日から同年8月31日までに到来するもの	平成28年 8月31日	
平成27年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入期限	平成28年5月10日に期限が到来するもの	平成28年 9月12日
	平成28年6月10日に期限が到来するもの	
平成28年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	平成28年6月30日に期限が到来するもの（第1期）	平成28年 8月31日
	平成28年8月31日に期限が到来するもの（第2期）	平成28年10月31日
	平成28年10月31日に期限が到来するもの（第3期）	平成29年 1月 4日
	平成29年1月31日に期限が到来するもの（第4期）	平成29年 3月31日
平成28年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入期限	平成28年7月11日に期限が到来するもの	平成28年 9月12日
	平成28年8月10日に期限が到来するもの	
平成28年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	平成28年5月31日に期限が到来するもの（第1期）	平成28年 8月31日
	平成28年8月1日に期限が到来するもの（第2期）	平成28年10月31日
	平成28年9月30日に期限が到来するもの（第3期）	平成29年 1月 4日
	平成29年1月4日に期限が到来するもの（第4期）	平成29年 3月31日
平成28年度分の軽自動車税の納期限	平成28年5月31日に期限が到来するもの	平成28年 8月31日
上記に掲げる申告等の期限以外の期限	地方税法（昭和25年法律第226号）又は大和市市税条例に規定する期限	